

- 9 申合せ事項について実行を図るべき推進策  
申合せ事項について実行を図るべき推進策については、表2-9のとおりである。

表2-9 申合せ事項について実行を図るべき推進策

①4週6休制について
<ul style="list-style-type: none"><li>・事業主の意識改革と一層の工事発注の平準化、工期の適正化、月給制導入の促進</li><li>・発注者側に対しても工期に無理がないように周知</li><li>・役員会・研修会等において実施方法などを検討</li><li>・個々の自助努力の高揚に努める</li></ul>
②契約・変更契約の適正化について
<ul style="list-style-type: none"><li>・各企業にアンケート等で問題提起をしてもらい、その解決に向け積極的に対応する</li><li>・講習会により周知徹底</li><li>・発注者側に対しても工期に無理がないように周知</li><li>・あらゆる機会を活用して周知</li></ul>
③教育・訓練について
<ul style="list-style-type: none"><li>・教育訓練を実施した技能工の定着化のための施策と公的教育訓練施設の整備と充実</li><li>・会員を対象とする研修会を技術・経営のそれぞれの諸問題をテーマに実施</li><li>・企業内訓練の必要性を指導</li></ul>